平成２２年（フ）第７６６号
川崎市川崎区観音１丁目２番20号　サニースクエアＢ202、前住所横浜市磯子区汐見台２丁目９番地　屏風ヶ浦住宅４棟423号
債務者　加藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７２号
川崎市川崎区池田１丁目１番３号　池田荘105
債務者　冨岡幸太郎
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７５号
川崎市麻生区白鳥４丁目10番３―113号
債務者　吉瀬　邦子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７６号
川崎市中原区木月１丁目16番12号　サンホーム101号
債務者　高橋フキ子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０３号
川崎市川崎区小田５丁目10番17号
債務者　五十嵐みどり
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０５号
川崎市麻生区白鳥１丁目８番３号　シャイン白鳥Ａ―101
債務者　小野　雅夫
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１１号
川崎市高津区諏訪３丁目12番21号
債務者　遠藤まり子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１２号
川崎市川崎区浅田２丁目10番７号　メゾンヤマシタ101
債務者　髙橋　　力
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１３号
川崎市川崎区浅田２丁目10番７号　メゾンヤマシタ101
債務者　髙橋富美子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８２４号
川崎市中原区小杉町１丁目519番地　田原ビル202
債務者　西尾　　傳
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
栃木県佐野市豊代町95番地
債務者　金原　史和
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２０１号
栃木県佐野市富岡町715番地６
債務者　勅使河原勝己
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２０２号
栃木県佐野市高萩町1337番地１　ポレスター佐野新都市104号
債務者　河野久美枝
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２０４号
栃木県佐野市相生町2851番地３
債務者　大塚　敦子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２０６号
栃木県足利市千歳町60番地　千歳団地２―43
債務者　玉野　泰助
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部